様式第４号（第11項関係）

西脇市審議会等の会議の記録

審議会等の名称	平成28年度第４回　手話言語に関する部会
開催日時	平成28年10月５日（木）午後２時～
開催場所	西脇市生涯学習まちづくりセンター　第２会議室
出席委員の氏名又は人数（敬称略）	鳥越隆士、嶋本恭規、丸山昭彦、岡崎隆吾、川崎佳子、藤原進、亀岡澄子　藤井久美
欠席委員の氏名又は人数	無し
出席職員の職・氏名又は人数	社会福祉課　課長　松井　晃 課長補佐　的場定美 設置通訳者　勝岡めぐみ 相談支援事業所 ういーぶねっと　相談専門員　藤井啓史
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	個人情報に関する項目
傍聴人の数	１人
議題又は協議事項	⑴　手話言語条例案のパブリック・コメントについて ⑵　条例の制定に向けたスケジュール等について ⑶　平成28年度の手話に関する研修等について

会議の記録（概要）

発言者	内　　容
事務局	⑴　手話言語条例案のパブリック・コメントについて パブリック・コメントの内容について報告。
部会長	これまでの説明に対して、意見はあるか。
委員	パブリック・コメントの回答は、障害者地域支援協議会の考え方ということになるが、協議会で検討されたのか。
事務局	今の段階では、協議会の事務局として作成をしている。これからこの部会で意見を聞き、修正したものを協議会で再度

	検討いただいた後、ホームページに載せる。
部会長	他に意見はあるか。 私の個人的な考えだが、「高齢になると手話を覚えることとが難しい、若い時に覚えていればよかった。」の回答として「推進方法を検討したい」とあるが、具体的な内容を書いてはどうか。
事務局	基本的には、今後「推進会議」で詳細な推進方策について検討していくことにしているので、ここでは、「推進方法を検討したい」としている。
部会長	わかりました。他に意見はあるか。
委員	「⑷　今後の参考とするもの」の2番目の、問い合わせは電話番号だけでなく、ファックス番号も記載すべきとの意見ですが、すべてに記載はしていないのか。
事務局	現在、全てのものにファックス番号を記載している状況ではない。社会福祉課からファックス番号を記載していただくよう呼びかけをしている。
委員	この内容についての回答はないのか？
事務局	回答は、条例の文言等に対しての意見への回答となるので、その他の意見については「推進会議」で検討する。
委員	「⑷　今後の参考とするもの」の6番目の意見で、私も職場の朝礼が聞こえなくて困っている。私は、加東市で働いている。職場は市外だが、市外で働くろう者の場合、この条例は関係がないのか。 職場がある住所地の条例が適用されるということか。
事務局	加東市にも手話言語条例はある。職場が市外でも、その職場で困っているのであれば、障害者差別解消法の考え方も含

	め、その職場のある市町と連携して対策を検討していきたい。
委員	困った時に、市に相談すれば他の市町につないでもらえるのですね。分かりました。
部会長	他に意見はあるか。なければ、この提案された内容で進めてよいか。みなさんこの提案でよいということなので、次に手話言語条例の今後のスケジュールについて説明を願う。
事務局	⑵　条例の制定に向けた今後のスケジュール等の説明 手話施策推進会議の説明
部会長	今後のスケジュール等の説明について、何か質問はあるか。
委員	公募委員ですが、全然関係のない人を公募するということか。例えば手話サークルや聴覚障害者協会の人が応募してもよいのか。
事務局	公募なので、募集人員以上の応募があれば、考慮することになると思うが、１人だけなら、関係者であってもなくても市民の立場で、委員になっていただく。
委員	今までこの部会は、障害者地域支援協議会の下にあるものだったが、この条例ができれば、別の組織として推進会議がもたれるということか。
事務局	新たに推進会議の条例で別の独立した形で実施することになる。この推進会議も、今の部会のメンバーに近い形で実施したいので、皆さんには引き続き委員として参加をしていただきたい。
委員	手話施策推進会議は、他の市町では「手話言語条例」の中に含まれているが、西脇市は別の条例なのか。
事務局	西脇市の場合は、このような会議の設置は、条例設置をす

	ることになっているので、手話言語条例とは別に条例設置となる。
委員	この手話施策推進会議条例は、手話言語条例について一言もふれていないが、「手話言語条例にのっとって…」などの関連する言葉は必要ないのか。
事務局	今回この条例は、手話言語条例に基づく推進会議の条例ということで法制担当課と調整をしている。その結果、第１条で、「西脇市における手話に関する施策を推進する」となっているが、この部分と手話言語条例の第３条（市の責務）「市民の手話に対する理解を促進し、手話を使いやすい環境を整備するために必要な施策」が連動している形となっているので、「手話言語条例」という言葉を使っていない。
委員	専門的に見て問題がなければ良い。それから、推進会議条例案の構成員が第４条に書かれているが、構成員の案については、当面の間ということでよいか。
事務局	構成員について、会議を運営していく中で変更の必要があれば、推進会議の中で検討したいと考えている。
委員	例えば、学識経験者を兵庫教育大学と決められると、次の人を探す時に難しい状況になるかもしれないので、当面として考えていただきたい。
事務局	基本的には、手話施策推進会議条例の第４条にある構成員という限定はあるが、現時点で想定している方の現在の所属を記載している。しかし、学識経験者等の人事異動など構成員を変更する必要がある場合は、適切な方に変わっていただくということで、ご理解いただきたい。
部会長	他にご意見はあるか。 先ほど説明があったように、推進会議は年間２回程度とあるが、その状況によっては３回に増えることもあるということか。

事務局	会議の回数については、状況に応じて実施していきたいと考えている。
部会長	わかりました。もう１点ですが、先ほど質問のあった公募委員３人とあるが、公募委員が０だった場合はどのようになるのか。
事務局	公募したが、公募委員がなかった場合は、公募委員なしで会議を開催する。
部会長	わかりました。他に意見はあるか。
委員	推進会議で、例えば手話言語条例の第１条や第２条で、おかしいな、内容を変えたいなと思った場合はどうなるのか。推進会議で意見を出しても良いのか。
事務局	条例の制定後、手話施策の推進時に、不具合が出てきた場合については、条例の改正という場合もありえる。
部会長	決まったものは簡単に変えることはできないが、どうしてもおかしいというものがあれば可能である。でもこの推進会議で意見を出して簡単に変えることができると思わない方が良い。
委員	わかりました。では、委員の任期は３年となっているが、ずっと３年間続くのか、３年ごとに委員がかわるのかどちらになるのか。
事務局	３年間で任期が終わり委員を変わる人もあれば、また新たに３年間続けて委員となる人もあると思う。この点については、会議の中で相談をしていきたいと思う。
部会長	他に意見はあるか。特にないようでしたら、事務局からの説明の通りに進めたいと思うがいかがか。
委員	社会福祉協議会から推進会議に出席する時に、３年間の途中

	で担当者が変わる場合はどうなるのか。
事務局	基本的にはその団体の方から選出していただき、残りの任期を引き継いでいただくことになる。
部会長	他に意見はあるか。
委員	この手話言語条例の制定までの具体的な順番を教えてほしい。
事務局	この手話言語条例のパブリック・コメントについて、西脇市障害者地域支援協議会の意見をいただいた後、ホームページに掲載する。その後、この手話言語条例は、手話施策推進会議条例と共に、庁内の部長会を経て、12月の市議会で提案される。そこで可決されると、平成29年４月１日に施行される。４月には推進委員の公募を始め、委員が決まりしだい推進会議を開催する。
部会長	他にあるか。意見がないようなので、次の⑶　平成28年度の手話研修実施の報告を願う。
事務局	⑶　平成28年度の手話に関する研修等について説明
部会長	ありがとうございました。今、第一歩進み始めたということだ。聴覚障害をもつ人も一緒に進む西脇市になればよいと思う。 これまで４回の会議に参加をしていただきお世話になりました。
事務局	１年間大変お世話になり、ありがとうございました。 今後の予定では、12月の市議会に提案し、12月20日の本会議で議決される予定。この議会は傍聴することができる。しかし、人数の制限があるかもしれませんのでご了承ください。手話通訳者も配置しているのでご参加ください。
部会長	みんなで見に行きましょう。私も行きたいと思う。